

令和8年度 立山町奨学生（給付型奨学資金）募集要項

—立山町増田道成・フサエ夫妻奨学資金—

1 目的

高等学校等に在学している人に奨学資金を給付し、優秀な人材を育成する。

※この奨学資金は、立山町在住であった故増田道成氏の寄附金を財源として給付します。

2 応募資格

- ① 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部）及び高等専門学校（第1学年から3学年までに限る。）に在学している者。
- ② 立山町に住所を有している世帯に属する者。
- ③ 身体強健かつ品行方正であって、勤勉である者。
- ④ 経済的理由により修学困難である者。
- ⑤ 町税の滞納がない世帯に属する者。
- ⑥ 在学した学校長、または現に在学する学校長の推薦がある者。

3 選考方法および採用予定人数

本人の学業成績と家計の状況等を相対的に評価し、20名程度採用します。

※家計の所得基準については、日本学生支援機構（JASSO）の「大学等で受ける第1種奨学金の家計基準」を目安としています。

※申請状況によって若干変動することがあります。

4 給付額及び給付方法

- ① 給付額 10,000円（月額）
- ② 給付方法 4期にわたり、本人または保護者の口座へ振り込みます。
【1期】4～6月分（6～7月中支給）【2期】7～9月分（7月末支給）
【3期】10～12月分（10月末支給） 【4期】1～3月分（1月末支給）

5 給付期間

奨学金を受けるに至った月から、在学する学校における正規の修業期間。

※休学、退学、転学となった場合、給付停止となる場合があります。

なお、休学の場合は復学により給付が復活します。

6 申込期間および申込先

- ① 申込期間 令和8年4月1日(水)から5月15日(金)まで
- ② 申込先 立山町教育委員会 教育課 教育政策係

7 提出書類

(1) 奨学生申請書

- ① 他の奨学金の欄を正確に記入してください。虚偽等の申請があった場合は、給付額を返還していただく場合があります。
- ② 年収の欄には、総支給額（給与所得者の場合）を記入してください。
- ③ 次の事項に該当する場合は、その旨を参考事項の欄に記入し、それを証明する資料を添付してください。
 - ・令和8年1月以降の所得に大きな変動がある場合。
 - ・主たる家計支持者が別居している場合。
- ④ 部活動等の課外活動の実績を有する場合は、その旨を所定欄に記入し、それを証明する資料を添付してください。
(例：表彰状、選手登録名簿など)

(2) 奨学生推薦調書

この書類は、令和8年3月時点で在学している学校で記入してもらった調書です。健康状態の所見欄は、直近の健康診断の結果を記入してください。

(3) 成績証明書

- ① 新入生（1年生） 出身中学校で発行する中学校各学年のもの
- ② 在学生（2、3年生） 在学している高校等で発行する前学年分までのもの

8 採用決定通知

令和8年6月に、本人へ文書で通知します。

※採用になった場合は、振込口座情報（通帳の写し等）の提出が必要となります。

9 その他

立山町奨学生（給付型奨学資金）に選定された場合、高等学校等の在学期間中は、教育ローン等の返済支援を目的とした以下の制度を利用することができません。

- ・立山町教育ローン等返済応援補助制度
- ・立山町利子補給・保証金補給制度

<問い合わせ先>

〒930-0292 立山町前沢 2440 番地

立山町教育委員会

教育課 教育政策係（立山町役場 3階）

電話 076-462-9981(直通) FAX 076-463-1923